

支援	項目	内容	問い合わせ先	QRコード	申請受付期間等
1. 中小企業・個人・団体(組合)向け					
市	神戸市内中小企業チャレンジ支援補助金	対象:市内に本社または主たる事業所を置く中小企業及び個人事業者、構成員の半数以上が市内中小企業で構成する組合・業界団体等 内容:事業継続に向けた新たな取組み、回復期を見据えた販路開拓や新商品開発などの売上向上を目指す取組みで、令和2年4月1日から令和3年1月31日までの期間内に完了する事業に対し、補助率4分の3、補助額上限100万円を補助	専用コールセンター (078-891-3906)		6月8日～6月19日
2. 中小企業・個人向け					
県・市	休業要請事業者経営継続支援事業	対象:休業および営業時間の短縮の要請に応じた中小法人・個人事業主で令和2年4月または5月の売上が前年同月対比で50%以上減少したもの 内容:中小法人100万円、個人事業者主50万円を助成(営業時間短縮の飲食店:中小法人30万円、個人事業主15万円 集会施設のある宿泊施設:中小法人30万円、個人事業主15万円)等	経営継続支援金相談ダイヤル (078-361-2281)		6月30日まで(予定)
市	店舗家賃負担軽減補助金	対象:市内対象店舗の令和2年4月及び5月の2か月分の1/2以上の家賃を減額した不動産オーナー等 対象となる店舗:来店するお客様に対して物品の販売やサービスの提供を行う店舗 内容:2か月分の減額総額の10分の8(1オーナーあたり最大200万円)を補助	専用コールセンター (078-891-5212)		5月19日～6月30日
市	リモートワークによるデザイナー等活用促進補助	対象:市内に事業所を有する企業及び個人事業主 内容:市内に事業所を有するデザイナー、クリエイター(「KOBE CREATORS NOTE」に登録又は登録の申請をしていること)にパンフレット、ホームページ等の媒体の新規作成・更新、商品開発、プロモーション活動の業務を発注する費用の4分の3(補助限度額75万円)を助成(ただし、令和2年4月以降7月末までに発注され、令和3年3月末までに実績報告が完了することが必要)	※お問い合わせは、Eメールにてお願いいたします。 etb_hojo_design@office.city.kobe.lg.jp		5月15日～6月30日
市	先払い利用券による飲食店、小売店、サービス業、宿泊施設等の支援(ハロコKOBÉ、さきめしKOBÉ)	対象:市内に住所を有する店舗、施設等で中小企業基本法第2条に規定する事業者 内容:ハロコ、さきめしの先払いシステムを活用し、利用者へクーポン発行をすることにより、市内の飲食店、小売店、サービス業、宿泊施設等の事業継続を支援(プレミアム率20% 上限2,000円/件の4分の3を神戸市が負担)	神戸市総合コールセンター (078-333-3330)	  	5月15日～令和3年3月31日(ただし、予算額に達した場合は終了) 店舗登録 ハロコ さきめし
県中小企業団体中央会	がんばるお店・お宿応援事業補助金	対象:県内に本店・本社がある飲食業、小売業、宿泊業者で新たな事業展開に取り組む小規模事業者 内容:小規模飲食店、宿泊施設、小売店が取り組む、テイクアウト、デリバリー、オンラインショップ等の新商品開発・新事業展開等の取組みに対する、1事業所あたり下限5万円、上限10万円を限度とした定額補助	県中小企業団体中央会 (078-331-2045)		5月14日～6月10日
3. 中小企業・個人向け(飲食店)					
市	宅配事業者を活用した飲食店の支援	対象:中小規模の飲食店 内容:デリバリーサービスやテイクアウトサービス事業者であるUber Eats、出前館との連携により、中小規模の飲食店等へ販路開拓を支援 ①Uber Eats:注文者が受けられる割引(通常は、飲食店が負担する費用)を助成、初期手数料の支払い免除(当面の間)、お持ち帰りサービス利用にかかる手数料を約4割減免(支援期間は、7月12日まで) ②出前館:サービス利用料の半額分を助成、初期制作費用(2万円)の免除、配達代行手数料の一部助成(支援期間は、7月31日まで)	神戸市総合コールセンター (078-333-3330)	Uber Eats 出前館   店舗登録 Uber Eats 出前館  	支援期間は、①7月12日まで ②7月31日まで ただし、各事業者とも店舗登録等に約1か月必要 店舗登録 Uber Eats 出前館
4. 商店街・小売市場向け					
市	地域商業活性化支援事業	対象:市内の商店街、小売市場の団体及びその連合体 内容:商店街・小売市場が、新型コロナウイルス対策等に取り組む場合に、補助率2分の1以内、補助限度額100万円を支援(既存事業も含めて補助限度額100万円) 利用例①SNSや紙媒体を使った情報発信 ②商店街・小売市場での組織強化のための勉強会 ③キャッシュレス決済の導入など	経済観光局商業流通課 (078-984-0346)		
市	商店街・市場応援隊派遣事業	対象:市内の商店街、小売市場の団体及びその連合体 内容:商店街・小売市場が主体となり、新型コロナウイルス対策に取り組む場合は、専門的なスキルをもった応援隊を商店街・小売市場の負担なしで団体へ派遣(商店街・小売市場の負担なしは、7月31日までの期間で5回まで) 利用例①SNSや紙媒体を使った情報発信 ②商店街・小売市場での組織強化のためのWeb会議などを導入する取組み ③新型コロナウイルス感染症対策の支援制度への支援	商店街:神戸市商店街連合会 (078-360-3233) 小売市場:神戸市小売市場連合会 (078-341-8500)	商店街連合会 小売市場連合会  	予算額に達するまで
5. 参考					
市	越境EC(海外電子商取引)事業支援補助	対象:市内中小企業、個人事業主等 内容:新たに越境EC(海外電子商取引)に取り組む場合、もしくは既に取り組んでおり強化する場合に事業費の一部を補助(対象経費の4分の3、補助上限額150万円/件)	神戸市海外ビジネスセンター (078-231-0222)		5月15日～6月30日
市	ふるさと納税新規返礼品	対象:資本金1億円以下の法人、その他の団体または個人事業者で、令和2年4月の売上げが前年同期比より20%以上減少しているもの 内容:売上げが減少している市内事業者を対象に、神戸市の魅力発信や地域振興につながる物品やサービス等を神戸市ふるさと納税返礼品として募集 返礼品例:市内飲食店の食事券、旅館・ホテルの宿泊クーポン、農産物や加工品、舞台芸術興業の鑑賞チケットや映画館の鑑賞チケット、商店のクーポン、美容院・理容院等のクーポン	※お問い合わせは、Eメールにてお願いいたします。 furusato_kobe_kifu@office.city.kobe.lg.jp		5月8日～6月5日

支援内容の詳細は、QRコードより、各支援のホームページをご確認ください。